

大仙市商店街環境整備事業費補助金

(目 的) 商店街を訪れる人々の安全、安心、快適性を確保するため、商店街の照明設備（市が管理している以外の街路灯）の更新、修繕及び維持に要する経費に対して市が助成する。

- (補助対象事業及び経費)
- ①補修費 商店街団体（店舗数10店舗以上の地域における団体）が管理している既存の照明設備の更新または修繕に要する経費。
 - ②維持費 商店街団体が管理する照明設備に係る電気料金（補助金交付申請後最初の3月31日まで支払ったもの）。
 - ③撤去費 商店街団体が管理する照明設備の撤去費用。

(補助金の額) 補助金の額は、下記により算出した額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- ①補修費 以下のア、イを合計した補助金限度額は1商店街団体当たり100万円
 - ア 照明設備の更新 補助対象経費の2分の1で、1基当たり限度額20万円
 - イ 照明設備の修繕 補助対象経費の2分の1で、1商店街団体当たり限度額10万円
- ②維持費 補助対象経費合計額の2分の1で、1商店街団体当たり限度額10万円
- ③撤去費 補助対象経費合計額の2分の1で、1基当たり限度額5千円。

申請書類

【補修費・撤去費の場合】

- ① 補助金等交付申請書
- ② 補助事業等計画書
- ③ 商店街団体が維持管理していることを証する書類（予算書、決算書、会員名簿及び支払事実を確認できる書類）
- ④ 図面及び見積書
- ⑤ 写真

【維持費の場合】

- ① 補助金等交付申請書
- ② 補助事業等計画書
- ③ 商店街団体が維持管理していることを証する書類（予算書、決算書、会員名簿及び支払事実を確認できる書類）
- ④ 積算資料